

様式第九（第5条関係）

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和元年7月5日
2. 認定新技術等実証実施者の名称
株式会社justInCase 代表取締役 畑 加寿也
3. 認定新技術等実証計画の目標
P2P型保険（本実証におけるP2P型保険は、実際に支払われた保険金総額を契約者数で除したものをベースとして、保険料を事後的に徴収するものである。）について、本実証の仕組みが成立し得るかを検証する。
4. 認定新技術等実証計画の内容
 - (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
P2P型のがん保険に、アプリ等で簡単に加入できる仕組みを実証する。
 - (2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
 - イ 準備段階
申請者は、本実証における保険商品について保険業法に基づき届出を行う。
本実証は、保険商品の届出を行った後に開始する。
 - ロ 実行段階
 - ① 申請者はアプリ等からP2P型保険に加入できる仕組みを提供する。
 - ② 保険契約者は、アプリ等を通じて、P2P型がん保険に加入する。P2P型がん保険は、補償内容は従来型のがん保険に準じたものであるが、加入時の保険料の支払いは不要である。
 - ③ 申請者は、支払いが確定した保険金総額を契約者全体で均等割りしたものに保険契約の維持・管理等や確実に保険金等の支払いを行うための財源を付加して保険料を決定し、保険契約者は事後的に保険料を支払う。なお、保険契約者が支払う保険料には、事前に上限額を設定する。
 - ④ ①～③以外の基本的な保険契約に関わる部分については従来型のがん保険と同様とする。
 - ⑤ 加入状況や保険金支払の状況、問い合わせ件数や内容などについて随時集計し、客観的なデータを収集する。
 - ⑥ 保険契約者に対してアンケート調査を実施し、P2P型保険に対するフィードバックを得る。
 - ⑦ P2P型保険に係る累積損失額が一定額を超過した場合等には、その他の事情も考慮したうえで実証を停止することがある。
 - (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
本実証の目的に照らし、以下の点を検証項目とし、実証終了後に主務大臣に報告する。
 - ・定期的な報告：以下について、前月末までの状況を、翌月末までに主務大臣に報告する。
 - ① モラルリスクが顕在化することにより生ずる不適切事案の有無・態様
 - 苦情件数及びその内容

② 本商品の引受けによる支払能力への影響の有無・程度

- 契約件数
- 中途解約件数
- 保険金支払件数
- 収入保険料
- 支払保険金
- 実証中に発生した想定外費用（広告宣伝費等）
- 本実証における保険商品に係る累積損失

③ その他保険料を事後的に徴収する保険商品に伴う問題の有無

- ・トラブル事象：定期的な報告以外で何らかのトラブルが発生した場合には、速やかに主務大臣に報告する
- ・実証終了後の報告：実証終了後3か月以内に、主務大臣に報告する。

5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

2019年度下半期の保険商品販売開始（本実証における保険商品の届出後）から1年間

6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

（参加者の範囲）日本国内に居住または滞在する日本人及び外国人

（同意の取得方法）当社及び当社が指定する代理店のウェブサイト、アプリ等を通じて本実証への参加同意をとる。

7. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項

保険業法第272条の4第1項第5号イからホ及び第6号

五 第二百七十二条の二第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合しない株式会社等

イ 保険契約の内容が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ニ 保険契約の内容が、当該株式会社等の支払能力に照らし、過大な危険の引受けを行うものでないこと。

ホ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

六 第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人による確認が行われていない株式会社等

8. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容

なし